

## 新型コロナウイルス対策（サントメ・プリンシペ大惨事状態延長：4月15日まで）

- 3月29日、サントメ・プリンシペ政府は、同国の大惨事状態を4月15日まで延長する旨発表しました。
- イースター期間の4月4日まで、制限措置が延長されます。

サントメ・プリンシペ政府は、ここ最近の感染者数減少傾向に鑑み、衛生対策と経済の両立を維持するため、同国の大惨事状態を4月15日まで延長することを決定しました。

一方で、イースター期間中における感染拡大防止のため、現行の制限措置を4月4日まで延長することを決定しました。同制限措置は次のとおりです。

- 1 公道における集まりを最大8人までに制限
- 2 新型コロナウイルスの検査結果が陽性だった者及び濃厚接触者に対する強制的自宅隔離
- 3 10歳以上の市民に対する、閉鎖空間、学校敷地内、運転手1名のみの場合を除く公共車両及び自家用車内における適切なマスク着用義務
- 4 全ての公共・民間施設の出入口における手洗い又はアルコールジェルによる消毒義務
- 5 全ての公共の場におけるソーシャルディスタンスの順守（最低1.5メートル）
- 6 公共サービスは、全職員が従事し、一般的な衛生対策を順守の上、午前7時から午後1時までの短縮時間で継続する。本措置は、保健、防衛・治安部隊、消防、民間警備、マスコミ、教育その他全てのエッセンシャルサービスを除く。
- 7 商店、レストラン及び一般民間サービスは、一般的衛生対策及び保健当局が規定する部門ごとの規制を順守した上、午前7時から午後5時までの営業を許可。同規制は薬局、パン屋及びガソリンスタンドを含まず、パン屋及びガソリンスタンドは午後8時まで、薬局は24時間営業することができる。これら営業時間の例外として、料理持ち帰りのレストラン、バー等は午後10時まで営業することができる。
- 8 市場は、一般的な衛生対策を順守の上、交代制で、午前5時から午後5時まで営業し、日曜日は閉鎖する。

9 ミサは、一般的な衛生対策を順守の上、2日に1回、教会又は寺院の収容可能人数の50%までを条件に許可。巡礼及び行列は禁止。

10 閉鎖空間における会議及び会合は、一般的な衛生対策を順守の上、会議室の収容可能人数の50%を超えない範囲で許可

11 呼吸器症状のある入院患者、地方病院・保養所の入院患者及び刑務所の収容者への面会禁止

12 ナショナルフットボールチームの練習及び試合を除く、チームスポーツ練習の禁止

13 海岸通りでの食事及び販売の禁止

14 全ての国民及び外国人に対し、国外旅行の際（出国・入国いずれも）、出発日の72時間前までに行われたPCR検査による陰性証明書の提示義務を継続。サントメープリンシペ島間の場合（出発・到着いずれも）、出発日の24時間前までに実施する簡易検査義務を継続。

本措置は省令により規定され、4月2日から4日の期間、制限措置の順守及び大規模な祭り、文化イベント及び人込みなくイースター祝賀の安全を確保するため、国家警察及び経済監査当局による検査及びパトロールの特別プランが実施される。

違反者には相応の罰金が科せられ、違反が繰り返される場合は、法に基づき、関係当局による捜査の対象となる。

#### 【参考リンク】

○サントメ・プリンシペ政府／保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

**【本件問い合わせ先】**

在ガボン日本国大使館 領事班（サントメ・プリンシペ兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp